

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 土地改良区の理事の氏名及び住所の届出  
建設業者の登録まつ消  
肥料登録有効期間の更新
- 土地改良区設立の認可申請  
右 同
- ◇正誤 昭和二十九年一月三十日公告中訂正

## 告示

### 鳥取県告示第六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、次のように浜村町浜村土地改良区から理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十九年三月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

幾田 虎治	気高郡浜村町大字浜村
森下 爲五郎	"
木下 多賀藏	"
鈴木 瀧藏	"
砂田 稔藏	"
鈴木 謙隆	"

### 鳥取県告示第六十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和二十九年三月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	名称	所在地	申請者氏名	登録年月日
鳥取県知事登録（は）第七号	昭和十八年八月二十七日	福井組	倉吉市岡田一三	福井重壽	昭和二十九年一月二十二日

鳥取県告示第六十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条の規定に基づき、次のとおり肥料の登録有効期間を更新し

た。

昭和二十九年三月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号 肥料の名称

保証成分量(%)  
窒素全量 磷酸全量 加里全量

生産業者の住所 氏名

更新有効期間

一八六 五、〇 亞麻仁油粕粉末 五・〇 二・〇 一・〇

米子市灘町三丁目一四九  
中国化成株式会社  
取締役社長 桑原 武一郎

昭和三十三年  
二月二日

一八七 三、三 椰子油粕粉末 三・三 一・〇 一・〇

鳥取県告示第七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第一項の規定により、別表のとおり、土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき、詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和二十九年三月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 縦覧に供すべき書類の名称

（一）土地改良事業計画書の写

（二）定款の写

二 縦覧の期間

昭和二十九年三月三日から同年三月二十二日まで

三 縦覧の場所

別表のとおり

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知

事に申し立てること。

申請 住所

氏名

人名

土地改良区の名称

縦覧の場所

岩美郡東村大字陸上

寺谷万壽治 外十七人

東村陸上土地改良区

岩美郡東村役場

気高郡青谷町大字青谷

上田 猪藏 外十四人

青谷町長尾

気高郡青谷町

鳥取県告示第七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第一項の規定により、別表のとおり、土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき、詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて、次のように縦覧に供する。

昭和二十九年三月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 縦覧に供すべき書類の名称

（一）土地改良事業計画書の写

（二）定款の写

二 縦覧の期間

昭和二十九年三月三日から同年三月二十二日まで

三 縦覧の場所

別表のとおり

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

別表

申請所氏名

土地改良区の名称

縦覧の場所

八頭郡散岐村大字山上	山田 幸雄	外十六人	散岐村山上土地改良区	八頭郡散岐村役場
〃 那家町大字大坪	中本 長壽	外十四人	大坪	〃 那家町
鳥取市吉岡温泉町	植谷 正昇	外十四人	鳥取市吉岡温泉町	鳥取市役所
〃 吉成	中山 博	外十四人	〃 吉成	〃
〃 湖山町	木下 竹藏	外十四人	湖山町沖代	〃
〃 江津	波当根武藏	外十四人	江津	〃
岩美郡本庄村大字高山	岸本 静雄	外十四人	本庄村高山新井	岩美郡本庄村役場
〃 福部村	山本 壽三	外十四人	湯山	〃 福部村
〃 字倍野村大字国分寺	横河 莊吉	外二十人	国分寺	〃 字倍野村
八頭郡西郷村大字本鹿	下田 清房	外十四人	西郷村上井手	八頭郡西郷村
〃 大字小河内	漆原 淳一	外十四人	蔭平	〃
気高郡瑞穂村大字下坂本	木下 博嘉	外十四人	瑞穂村大井手	気高郡瑞穂村
東伯郡羽合町大字橋津	岩本 留治	外十四人	羽合町橋津	東伯郡羽合町
〃 三朝町大字本泉	山崎 辰己	外十四人	三朝町本泉	〃 三朝町
西伯郡大高村大字岡成	長谷川 栄	外十四人	大高村岡成	西伯郡大高村
米子市河崎	保永 重治	外十五人	米子市三保向	米子市役所

正誤

昭和二十九年一月三十日公告中誤植があるので次のとおり訂正する。

〃 〃 〃	西伯郡法勝寺村大字落合	戸田 吉久	外十五人	〃 〃	米原	〃
〃 〃 〃	〃 富益村	岩本 忠義	外十五人	〃 〃	中谷	〃
〃 〃 〃	西伯郡法勝寺村大字落合	田村 広明	外十四人	法勝寺村鴨落合	〃	西伯郡法勝寺村役場
〃 〃 〃	岩美郡宇倍野村大字岡益	足立 信常	外十四人	富益村往來西	〃	富益村
〃 〃 〃	西伯郡所子村大字国信	木村 仲壽	外十四人	岡益清水	〃	岩美郡宇倍野村
〃 〃 〃	日野郡江府町大字武庫	青木 亮一	外十四人	所子村国信	〃	西伯郡所子村
〃 〃 〃	〃	井田 正壽	外十四人	新六	〃	日野郡江府町

組合名 支払保額

本庄村	三三,三〇〇	二六,九七〇	東米里村	三〇,九三三
鳥取市	九四,四〇〇	八四,九六〇	面影	二二,七〇〇
倉田村	三三〇,三三〇	四六,三〇一	賀露	一六,二四〇
美保	三三,三三三	二八,二六二	岩井町	一三,五〇〇
津ノ井村	二四,六四八	一四,一八三	浦生村	一四,六四〇
			富桑	二九,三九六
			小田村	二七,四九六
			浦富町	一七,二八三
			福部村	一七,〇五三

